



# 宮 崎 県 公 報

平成22年6月14日(月曜日) 第 2191 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(総合政策課) 1		○宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(自然環境課) 34
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………( " ) 2		告 示
○宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然環境課) 2		○民有林の保安林の指定(3件)……………(自然環境課) 34
		○道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 35
		○道路の供用の開始(5件)……………( " ) 36
		公 告
		○土地改良区の定款変更の認可(7件)……………(農村整備課) 37
		○特定漁港漁場整備計画の変更……………(漁港漁場整備課) 37
		○公共測量の実施の通知……………(管理課) 37
		○公共測量終了の通知……………( " ) 38

## 規 則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第25号

#### 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則(平成12年宮崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 条例別表の5の3の項に規定する事務で別に規則で定めるものは、宮崎県立自然公園条例施行規則(昭和52年宮崎県規則第1号)による次の事務とする。</p> <p>(1) 第5条第2項(第7条第2項(第16条において準用する場合を含む。))及び第16条において準用する場合を含む。)の規定による期日の延期に関すること。</p> <p>(2) 第6条第1項(第16条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第7条第1項(第16条において準用する場合を含む。)の規定による承認に関すること。</p> <p>(4) 第8条第1項の規定による承認に関すること。</p> <p>(5) 第9条第1項の規定による承認に関すること。</p> <p>(6) 第10条(第16条において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加に関すること。</p> <p>(7) 第11条(第16条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第12条第1項(第16条において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(9) 第13条(第16条において準用する場合を含む。)の規定による改善命令に関すること。</p> <p>(10) 第14条第2項の規定による認可の取消しに関すること。</p> <p>(11) 第15条の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(12) 第16条において準用する第8条第1項の規定による届出の</p>	

<p>受理に関すること。  <u>(13) 第16条において準用する第9条第1項の規定による届出の受理に関すること。</u>                  第4条～第8条 [略]</p>	<p>第3条～第7条 [略]</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

附 則

この規則は、平成22年6月15日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第26号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第17号）附則ただし書に規定する改正規定中別表5の項から5の3の項までの改正規定の施行期日は、平成22年6月15日とする。

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第27号

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県立自然公園条例施行規則（昭和52年宮崎県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 公園計画及び公園事業（第2条—<u>第16条</u>）</p> <p>第3章 保護及び利用（<u>第17条—第44条</u>）</p> <p>第4章 雑則（第45条—第47条）</p> <p>附則</p> <p>（公園事業となる施設の種類）</p> <p>第2条 条例第2条第3号の知事が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（7） 運輸施設（主として自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鋼索鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）</p> <p>（8）～（12） [略]</p> <p>（公園事業の執行認可の申請）</p> <p>第4条 条例第7条第3項の規定により公園事業の執行の認可を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書に次に掲げる書類（第2条第7号に掲げる施設（以下「運輸施設」という。）に係る認可の申請にあっては、第5号及び第6号に掲げる書類を除く。）及び図面を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（1） 施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図</p> <p>（2） 施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>（3） 施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 公園計画及び公園事業（第2条—<u>第11条</u>）</p> <p>第3章 保護及び利用（<u>第12条—第36条</u>）</p> <p><u>第4章 生態系維持回復事業（第37条—第41条）</u></p> <p><u>第5章 風景地保護協定及び公園管理団体（第42条—第45条）</u></p> <p>第6章 雑則（第46条—第48条）</p> <p>附則</p> <p>（公園事業となる施設の種類）</p> <p>第2条 条例第2条第3号の知事が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（7） 運輸施設（主として自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、<u>鉄道又は索道による運送施設</u>、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）</p> <p>（8）～（12） [略]</p> <p>（公園事業の執行の同意又は認可）</p> <p>第4条 条例第7条第2項の同意又は同条第3項の認可は、<u>公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。</u></p>

、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

(4) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1,000分の 1 以上の図面

(5) 工事の施行を要する場合にあっては、当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに金額を記載した書類

(6) 施設の管理又は経営に要する経費につき、収入並びに支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類

(7) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(8) 法人を設立しようとする者にあっては、定款、寄附行為又は規約

(9) 法人格のない組合（以下「組合」という。）にあっては、組合契約書の写し

(10) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

（施設の供用開始等）

第 5 条 自然公園の利用のための施設に関する公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

2 知事は、正当な理由があると認めるときは、前項の期日を延期することができる。

3 前項の規定による期日の延期の申請は、別記様式第 2 号による申請書によってしなければならない。

（執行の同意又は認可の申請）

第 5 条 条例第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定により公園事業の執行の同意を得ようとする者又は認可を受けようとする者は、別記様式第 1 号による申請書を知事に提出して行うものとする。

2 条例第 7 条第 4 項第 6 号に規定する知事が定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

(2) 第 2 条第 1 号から第 9 号までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日

(3) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

3 条例第 7 条第 5 項に規定する知事が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、第 7 号、第 8 号及び第 10 号に掲げる書類を、公共団体の行う公園事業にあっては、第 1 号、第 2 号、第 6 号から第 8 号まで及び第 11 号に掲げる書類を除く。

(1) 個人にあっては、住民票の写し

(2) 法人にあっては、登記事項証明書

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 25,000分の 1 以上の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000分の 1 以上の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺 1,000分の 1 以上の各階平面図、2 面以上の立面図、2 面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1,000分の 1 以上の配置図

(6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(8) 事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1,000分の 1 以上の図面

（管理又は経営の方法の届出）

第 6 条 公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、その管理又は経営の方法のうち重要なものとして知事が定めるものを定め、知事に届け出なければならない。管理又は経営の方法のうち重要なものとして知事が定めるものを変更したときも、同様とする。

2 前項の規定による届出は、別記様式第 3 号による届出書によってしなければならない。

（施設の変更等の承認）

第 7 条 公園事業の執行の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、次に掲げる事項（運輸施設に関する公園事業者にあつては、第 3 号を除く。）を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、建築物の内部の構造の変更であつて軽易なものについては、この限りでない。

- (1) 施設の位置
- (2) 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
- (3) 施設の管理又は経営の方法の概要

2 第 5 条の規定は、前項の規定による承認を受けた者について、準用する。

3 第 1 項の規定による変更の承認を受けようとする者は、別記様式第 4 号による申請書に変更の内容を明らかにした図面を添えて、知事に提出しなければならない。

（事業の休止及び廃止）

第 8 条 公園事業者は、公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、その休止又は廃止につき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする者は、別記様式第 5 号による申請書を知事に提出しなければならない。

（地位の承継）

第 9 条 公園事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき、又は当該公園事業たる事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

2 公園事業者が死亡したときはその相続人が、公園事業者である法人の合併があつたときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、公園事業者である法人の分割（公園事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは分割により公園事業の全部を承継した法人が、それぞれ当該公園事業者たる地位を承継する。

3 第 1 項の承認を受けようとする者は、別記様式第 6 号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

○

(10) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

(11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

第 6 条 条例第 7 条第 6 項ただし書に規定する知事が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 7 条第 4 項第 1 号に掲げる事項の変更
- (2) 条例第 7 条第 4 項第 5 号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項の変更

ア 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間

ウ 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額

エ 第 5 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項

（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請）

第 7 条 条例第 7 条第 7 項の規定による公園事業の変更の同意又は認可の申請は、別記様式第 2 号による申請書を提出して行うものとする。

2 条例第 7 条第 8 項において準用する同条第 5 項に規定する知事が定める書類は、第 5 条第 3 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類のほか、変更に係る第 5 条第 3 項各号に掲げる書類（同項第 3 号及び第 4 号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第 8 条 条例第 7 条第 9 項の規定による届出は、別記様式第 3 号による届出書を提出して行うものとする。

（承継の同意又は承認の申請）

第 9 条 条例第 9 条第 1 項の規定による承継の同意又は承認の申請は、別記様式第 4 号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 第 5 条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 11 号に掲げる書類
- (3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

2 条例第 9 条第 2 項の規定による相続の承認の申請は、別記様式第 5 号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

- (1) 第 5 条第 3 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 11 号に掲げる書類
- (2) 被相続人との続柄を証する書類

（1）譲渡に関する契約書の写し

（2）譲受人が現に公園事業者でない法人又は組合であるときは、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書又は組合契約書の写し

（3）譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄附行為又は規約

（条件）

第10条 知事は、条例第7条第3項の規定による認可又は第7条から前条までの規定による承認については、自然公園の保護又は利用上必要な限度において条件を付することがある。ただし、運輸施設に関する公園事業に係る認可又は承認については、自然公園の保護上必要な条件とする。

（届出）

第11条 公園事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式による届出書により、速やかに知事に届け出なければならない。

（1）相続により公園事業者たる地位を承継したとき。別記様式第7号

（2）合併又は分割により公園事業者たる地位を承継したとき。別記様式第8号

（3）住所又は氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき。別記様式第9号

（4）法人を設立したとき。別記様式第10号

（5）休止した施設の供用を再開したとき。別記様式第11号

（6）第8条第1項ただし書に規定する休止又は廃止をしようとするとき。別記様式第12号

（7）公園事業者たる地位を譲渡により承継したとき（第9条第1項の規定により知事の承認を受けたときを除く。）。別記様式第13号

（報告の徴収及び立入検査）

第12条 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又はその職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問をさせることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 公園事業者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をしてはならない。

（改善命令）

第13条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業者（運輸施設に関する公園事業者を除く。）に対して、当該公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることがある。

（認可の失効及び取消し）

第14条 公園事業たる事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る公園事業の執行の認可は、その効力を失う。

2 知事は、公園事業者が第5条第1項若しくは第2項（第7条第2項において準用する場合を含む。）、第7条第1項、第8条第1項若しくは第12条第3項の規定、第10条の規定による条件又は第12条第1項若しくは第13条の規定による命令に違反したときは、公園事業の執行の認可を取り消すことがある。

（3）相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

（公園事業の休廃止の届出）

第10条 条例第10条の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の1月前までに、別記様式第6号による届出書に第5条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付して行うものとする。

（同意又は認可の失効の届出）

第11条 条例第11条第2項の規定による届出は、別記様式7号による届出書に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

（1）第5条第3項第3号及び第4号に掲げる書類

（2）他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

（原状回復命令等）

第15条 知事は、公園事業者が公園事業者でなくなった場合（譲渡又は合併により公園事業者でなくなった場合を除く。）において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、その者に対し、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることがある。

（公共団体の行う公園事業）

第16条 第4条から第13条まで及び第14条第1項の規定は、条例第7条第2項の規定により公共団体が行う公園事業について準用する。この場合において、これらの規定中「執行の認可」とあるのは「執行の同意」と、「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和27年法律第180号）による道路」と、第8条第1項中「知事の承認を受けなければならない」とあるのは「知事に届け出なければならない」と、第9条第1項中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に届け出たとき」と読み替えるものとする。

第3章 保護及び利用

第17条 [略]

（特別地域内における行為の許可の申請）

第18条 条例第11条第4項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為ごとに当該各号に掲げる様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第11条第4項第1号に掲げる行為 別記様式第14号
- (2) 条例第11条第4項第2号に掲げる行為 別記様式第15号
- (3) 条例第11条第4項第3号に掲げる行為 別記様式第16号
- (4) 条例第11条第4項第4号に掲げる行為 別記様式第17号
- (5) 条例第11条第4項第5号に掲げる行為 別記様式第18号
- (6) 条例第11条第4項第6号に掲げる行為 別記様式第19号
- (7) 条例第11条第4項第7号に掲げる行為 別記様式第20号
- (8) 条例第11条第4項第8号に掲げる行為 別記様式第21号
- (9) 条例第11条第4項第9号に掲げる行為 別記様式第22号

(10) 条例第11条第4項第10号に掲げる行為 別記様式第23号

- (11) 条例第11条第4項第11号に掲げる行為 別記様式第24号
- (12) 条例第11条第4項第12号に掲げる行為 別記様式第25号
- (13) 条例第11条第4項第13号に掲げる行為 別記様式第26号

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2)～(4) [略]

3・4 [略]

（特別地域内における行為の許可の審査基準）

第19条 条例第11条第4項各号に掲げる行為の許可に係る審査基準は、知事が定める。

（湿原等の指定に係る土地所有者等との協議）

第20条 条例第11条第4項第12号の規定による区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

第3章 保護及び利用

第12条 [略]

（特別地域内における行為の許可の申請）

第13条 条例第18条第4項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる行為ごとに当該各号に掲げる様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第18条第4項第1号に掲げる行為 別記様式第8号
- (2) 条例第18条第4項第2号に掲げる行為 別記様式第9号
- (3) 条例第18条第4項第3号又は第10号に掲げる行為 別記様式第10号
- (4) 条例第18条第4項第4号に掲げる行為 別記様式第11号
- (5) 条例第18条第4項第5号に掲げる行為 別記様式第12号
- (6) 条例第18条第4項第6号に掲げる行為 別記様式第13号
- (7) 条例第18条第4項第7号に掲げる行為 別記様式第14号
- (8) 条例第18条第4項第8号に掲げる行為 別記様式第15号
- (9) 条例第18条第4項第9号に掲げる行為 別記様式第16号

(10) 条例第18条第4項第11号に掲げる行為 別記様式第17号

(11) 条例第18条第4項第12号に掲げる行為 別記様式第18号

(12) 条例第18条第4項第13号に掲げる行為 別記様式第19号

(13) 条例第18条第4項第14号に掲げる行為 別記様式第20号

(14) 条例第18条第4項第15号に掲げる行為 別記様式第21号

(15) 条例第18条第4項第16号に掲げる行為 別記様式第22号

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2)～(4) [略]

3・4 [略]

（特別地域内における行為の許可の審査基準）

第14条 条例第18条第4項各号に掲げる行為の許可に係る審査基準は、知事が定める。

（湿原等の指定に係る土地所有者等との協議）

第15条 条例第18条第4項第15号の規定による区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

(特別地域が指定された場合等の既着手行為の届出)

第21条 条例第11条第5項の規定による届出は、別記様式第27号による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、前条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出)

第22条 条例第11条第6項の規定による届出は、別記様式第28号による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、第18条第2項第1号に掲げる図面を添えなければならない。

(特別地域内における木竹の植栽又は家畜の放牧の届出)

第23条 条例第11条第7項の規定による届出は、木竹の植栽にあっては別記様式第29号、家畜の放牧にあっては別記様式第30号による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、第18条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第24条 条例第11条第8項第3号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 条例第11条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舍を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

(7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項若しくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

(8) [略]

(9) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項に規定する港湾区域及び同条第4項に規定する臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設若しくは鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

(10)～(13) [略]

(14) 道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

(15)・(16) [略]

(17)～(22) [略]

(特別地域が指定された場合等の既着手行為の届出)

第16条 条例第18条第5項の規定による届出は、別記様式第23号による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、第13条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出)

第17条 条例第18条第6項の規定による届出は、別記様式第24号による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、第13条第2項第1号に掲げる図面を添えなければならない。

(特別地域内における木竹の植栽又は家畜の放牧の届出)

第18条 条例第18条第7項の規定による届出は、木竹の植栽にあっては別記様式第25号、家畜の放牧にあっては別記様式第26号による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、第13条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第19条 条例第18条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 条例第18条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舍を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

(7) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項若しくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

(8) [略]

(9) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

(10)～(13) [略]

(14) 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

(15)・(16) [略]

(17) 受信アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

(18)～(23) [略]

(24) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(25) 宅地の木竹を損傷(条例第18条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること。

(26) 自家用のために木竹を損傷すること。

(23)～(27) 〔略〕

(28) 耕作の事業に伴う水又は廃水を排出すること。

(29)～(53) 〔略〕

- (27) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (28) 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (29) 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (30) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- (31) 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (32) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (33) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (34) 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (35) 自然公園において宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成17年条例第84号）第13条第1項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第11条第1項に規定する指定希少野生動植物又は同条例第12条第1項に規定する緊急指定野生動植物に係るものを損傷すること。
- (36) 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- (37) 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第3項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- (38) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (39) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- (40) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (41) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- (42) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (43)～(47) 〔略〕
- (48) 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- (49)～(73) 〔略〕
- (74) 自然公園において宮崎県野生動植物の保護に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る植物であって、同条例第11条第1項に規定する指定希少野生動植物又は同条例第12条第1項に規定する緊急指定野生動植物に係るもの（同条例第



(54) [略]

(55) 自然公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(56)・(57) [略]

37条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を採取し、又は損傷すること。

(75) 農業を営むために条例第18条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(条例第18条第4項第11号の知事が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。)

(76) 森林の整備及び保全を図るために条例第18条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

(77) 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第18条第4項第11号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

(78) 宅地内に木竹を植栽すること。

(79) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

(80) [略]

(81) 自然公園において宮崎県野生動植物の保護に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る動物であって、同条例第11条第1項に規定する指定希少野生動植物又は同条例第12条第1項に規定する緊急指定野生動植物に係るもの(同条例第37条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(82) 自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(83) 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第5項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(84) 自然公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(85) 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(86)・(87) [略]

(88) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第18条第4項第13号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(条例第18条第4項第13号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)

(89) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(90) 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの。

(58) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあっては、その高さが13メートル若しくはその水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが13メートル又はその水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

(59) [略]

(60) 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

(61)～(70) [略]

(71) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

(72) 条例第11条第4項第12号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(73) 条例第11条第4項第12号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、条例第11条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号若しくは第11条各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(74)・(75) [略]

(76) 宅地内に木竹を植栽すること。

(77) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

(78) 家畜を係留放牧すること。

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(91) 家畜を係留放牧すること（条例第18条第4項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

(92) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

(93) [略]

(94) 農業を営むために立ち入ること。

(95)～(104) [略]

(105) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

(106) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）

(107) 条例第18条第4項第15号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(108) 条例第18条第4項第15号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、条例第18条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号若しくは第18条各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(109)・(110) [略]

(111) 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(112) 漁業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。

(113) 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(114) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川

予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(115) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(116) 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(117) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(118) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(119) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(120) 港則法(昭和23年法律第174号)第2条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。

(121) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(122) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(123) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(124) [略]

第20条 [略]

(利用調整地区における認定を要しない行為)

第21条 条例第19条第3項第6号の知事が定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであって次に掲げるものとする。

(79) [略]

第25条 [略]

(利用調整地区における認定を要しない行為)

第26条 条例第13条第3項第5号の知事が定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであって次に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの  
 ア 第24条第6号、第7号、第9号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第10号、第11号、第14号、第16号、第20号、第21号、第39号、第41号、第42号及び第55号に掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第21条第1号、第4号、第5号、第24号及び第54号に掲げる行為

(2)～(20) [略]

(21) 法令の規定による検査、調査その他に類する行為

(22) [略]

(立入りの認定の基準)

第27条 条例第14条第1項第2号の知事が定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、利用調整地区ごとに定める期間内であること。

(2)～(5) [略]

(立入りの認定の申請)

第28条 条例第14条第2項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1) [略]

(2)～(6) [略]

2 前項の申請書には、利用者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の記載事項)

第29条 条例第14条第4項の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(4) [略]

2 知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第27条第4号の注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他適切な方法により、説明を行うものとする。

(立入認定証の再交付)

第30条 条例第14条第5項に規定する立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1) [略]

(2)・(3) [略]

(4) 立入認定証を亡失し、又は滅失した事情

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第19条第6号、第7号、第9号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第10号、第11号、第14号、第16号、第21号、第22号、第24号、第30号、第34号から第37号まで、第39号、第59号、第61号、第62号、第74号、第77号、第81号から第85号まで、第105号、第111号又は第120号に掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第19条第1号、第4号、第5号、第25号及び第80号に掲げる行為

(2)～(20) [略]

(21) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為

(22) 県又は市町村の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

(23) [略]

(立入りの認定の基準)

第22条 条例第20条第1項第2号の知事が定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、利用調整地区ごとに定める人数又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟を含む。）の隻数の範囲内であること。

(2)～(5) [略]

(立入りの認定の申請)

第23条 条例第20条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1) [略]

(2) 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（条例第20条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

(3)～(7) [略]

2 前項の申請書には、申請者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の記載事項)

第24条 条例第20条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(4) [略]

2 知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第22条第4号に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他適切な方法により、説明を行うものとする。

(立入認定証の再交付)

第25条 条例第20条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1) [略]

(2) 再交付を必要とする枚数（条例第20条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

(3)・(4) [略]

(5) 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情

（他の利用者をもその監督の下に立ち入らせることができる者の要件）

第26条 条例第20条第7項に規定する知事が定める要件は、その者

(指定認定機関の指定の申請等)

第31条 条例第15条第2項に規定する指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1)～(4) [略]

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 申請者が条例第15条第3項各号に掲げる者に該当しないことを証する書類

(6) [略]

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第32条 条例第17条第1項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 条例第17条第1項後段に規定する認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(事業計画等の認可の申請等)

第33条 条例第17条第2項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 条例第17条第2項後段に規定する認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(認定関係事務の休止又は廃止の許可の申請)

第34条 条例第17条第4項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(認定関係事務の引継ぎ等)

第35条 指定認定機関は、知事が条例第17条第5項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第4項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第19条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1)～(3) [略]

(条例第22条第1項の規則で定める事項)

第36条 条例第22条第1項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(普通地域内における行為の届出)

第37条 条例第22条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる行為ごとに当該各号に掲げる様式による届出書によってしなければならない。

(1) 条例第22条第1項第1号に掲げる行為 別記様式第31号

(2) 条例第22条第1項第2号に掲げる行為 別記様式第32号

(3) 条例第22条第1項第3号に掲げる行為 別記様式第33号

(4) 条例第22条第1項第4号に掲げる行為 別記様式第34号

(5) 条例第22条第1項第5号に掲げる行為 別記様式第35号

の監督の下に立ち入る者の立入りが、条例第20条第1項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

(指定認定機関の指定の申請等)

第27条 条例第21条第2項に規定する指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

(1)～(4) [略]

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 申請者が条例第21条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書類

(6) [略]

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第28条 条例第23条第1項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第23条第1項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(3) [略]

(事業計画等の認可の申請等)

第29条 条例第23条第2項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第23条第2項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(3) [略]

(認定関係事務の休業の許可の申請)

第30条 条例第23条第4項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(4) [略]

(認定関係事務の引継ぎ等)

第31条 指定認定機関は、知事が条例第23条第5項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第4項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第25条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1)～(3) [略]

(条例第29条第1項の規則で定める事項)

第32条 条例第29条第1項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(普通地域内における行為の届出)

第33条 条例第29条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる行為ごとに当該各号に掲げる様式による届出書によってなければならない。

(1) 条例第29条第1項第1号に掲げる行為 別記様式第27号

(2) 条例第29条第1項第2号に掲げる行為 別記様式第28号

(3) 条例第29条第1項第3号に掲げる行為 別記様式第29号

(4) 条例第29条第1項第4号に掲げる行為 別記様式第30号

(5) 条例第29条第1項第5号に掲げる行為 別記様式第31号

(6) 条例第22条第1項第6号に掲げる行為 別記様式第36号  
2 前項の届出書には、第18条第2項に掲げる図面を添えなければ  
ならない。

(工作物の基準)

第38条 条例第22条第1項第1号の知事が定める基準は、次の各号  
に掲げる区域の区分に応じ、工作物の種類ごとに当該各号に定め  
るとおりとする。

(1)・(2) [略]

(普通地域内における届出を要しない行為)

第39条 条例第22条第7項第3号の知事が定める行為は、次のとお  
りとする。

(1) 第24条第1号から第16号まで、第24号から第27号まで、第  
38号から第42号まで、第58号及び第59号に掲げる行為

(2)～(15) [略]

(16) [略]

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第40条 条例第11条第4項の許可を受けた行為又は条例第22条第1  
項の規定により届け出た行為の変更に係る許可の申請又は届出に  
あっては、第18条第2項又は第37条第2項の規定により申請書又  
は届出書に添付しなければならない図面（以下この条において「添付図面」  
という。）のうち、その変更に関する事項を明らかに  
したものを添えれば足りる。

2 [略]

3 第1項に該当するもののほか、条例第11条第4項の許可の申請  
又は条例第11条第5項若しくは第7項若しくは条例第22条第1項  
の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の  
理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるとき  
は、当該添付図面の一部を省略することができる。

(6) 条例第29条第1項第6号に掲げる行為 別記様式第32号  
2 前項の届出書には、第13条第2項に掲げる図面を添えなければ  
ならない。

(工作物の基準)

第34条 条例第29条第1項第1号の知事が定める基準は、次の各号  
に掲げる区域の区分に応じ、工作物の種類ごとに当該各号に定め  
るとおりとする。

(1)・(2) [略]

(普通地域内における届出を要しない行為)

第35条 条例第29条第7項第4号の知事が定める行為は、次のとお  
りとする。

(1) 第19条第1号から第17号まで、第44号から第47号まで、第  
58号から第62号まで、第92号及び第93号に掲げる行為

(2)～(15) [略]

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない  
砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を  
目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築  
し、改築し、若しくは増築し、広告物その他これに類する物を  
建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に  
表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行  
われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであ  
り、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げ  
る事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前  
までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以  
下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風景の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその  
実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事  
に通知する旨

(17) [略]

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第36条 条例第18条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例  
第29条第1項の規定により届け出た行為の変更に係る許可の申請  
又は届出にあっては、第13条第2項又は第33条第2項の規定によ  
り申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は書類（以  
下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に  
関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 [略]

3 第1項に該当するもののほか、条例第18条第4項の規定による  
許可の申請又は条例第18条第5項若しくは第7項若しくは条例第  
29条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであるこ  
とその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認  
められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる  
。

#### 第4章 生態系維持回復事業

(自然公園における生態系維持回復事業の確認)

第37条 国及び市町村が、条例第35条第2項の確認を受ける場合は  
、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものと  
する。

(1) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維  
持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当

<p>(風景地保護協定の基準)</p> <p>第41条 条例第27条第3項第3号の知事が定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(風景地保護協定の公示)</p> <p>第42条 条例第28条第1項(条例第31条において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(風景地保護協定の締結等の公示)</p> <p>第43条 前条の規定は、条例第30条(条例第31条において準用する場合を含む。)の規定による公示について準用する。</p> <p>(公園管理団体の指定基準)</p>	<p>すること。</p> <p>ア 生態系の状況の把握及び監視</p> <p>イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除</p> <p>ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善</p> <p>エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖</p> <p>オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発</p> <p>カ 前各号に掲げる事業に必要な調査等</p> <p>(自然公園における生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第38条 国及び市町村以外の者が、条例第35条第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ この条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(2) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第39条 条例第35条第4項第4号に規定する知事が定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。</p> <p>2 条例第35条第5項に規定する知事が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図</p> <p>(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書</p> <p>(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)</p> <p>第40条 条例第35条第6項ただし書に規定する知事が定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p>第41条 条例第35条第6項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。</p> <p>(1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 変更の内容</p> <p>(3) 変更を必要とする理由</p> <p>第5章 風景地保護協定及び公園管理団体</p> <p>(風景地保護協定の基準)</p> <p>第42条 条例第38条第3項第3号に規定する知事が定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(風景地保護協定の公示)</p> <p>第43条 条例第39条第1項(条例第42条において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(風景地保護協定の締結等の公示)</p> <p>第44条 前条の規定は、条例第41条(条例第42条において準用する場合を含む。)の規定による公示について準用する。</p> <p>(公園管理団体の指定基準)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第44条 条例第33条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) [略]
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第34条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第34条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第34条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第4章 雑則  
(身分を示す証明書の様式)

第45条 条例第20条第2項、条例第24条第3項、条例第26条第3項若しくは条例第38条第4項又は第12条第2項（第16条において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書の様式は、それぞれ別記様式第37号、別記様式第38号、別記様式第39号、別記様式第40号又は別記様式第41号によるものとする。

(損失補償の請求)

第46条 条例第39条第1項又は第2項の規定により補償を受けようとする者は、別記様式第42号による請求書を知事に提出しなければならない。

第47条 [略]

別記

様式第1号（第4条関係）

公園事業執行認可申請書

[略]

公園事業の執行をしたいので、宮崎県立自然公園条例第7条第3項の規定により、次のとおり申請します。

[略]	
公園事業の種類	
施設の位置及び地目	[略]
[略]	
施設の管理・経営方法の概要	
事業資金の総額及びその調達方法	
[略]	

(注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2～6 [略]

様式第2号（第5条関係）

施設供用開始期日延期承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

申請者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名

㊟

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名

施設の供用開始期日の延期をしたいので、宮崎県立自然公園条例

第45条 条例第44条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) [略]
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第45条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第45条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第45条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第6章 雑則  
(身分を示す証明書の様式)

第46条 条例第13条第2項、条例第26条第2項、条例第31条第3項、条例第33条第3項又は条例第49条第4項の身分を示す証明書の様式は、それぞれ別記様式第33号、別記様式第34号、別記様式第35号、別記様式第36号又は別記様式第37号によるものとする。

(損失補償の請求)

第47条 条例第50条第1項又は第2項の規定により補償を受けようとする者は、別記様式第38号による請求書を知事に提出しなければならない。

第48条 [略]

別記

様式第1号（第5条関係）

公園事業執行同意（認可）申請書

[略]

公園事業の執行をしたいので、宮崎県立自然公園条例第7条第2項（第3項）の規定により、次のとおり協議（申請）します。

[略]	
公園施設の種類	
公園施設の位置	[略]
[略]	
施設の管理・経営方法の概要	
[略]	

(注) 1 「公園施設の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2～6 [略]



施行規則第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

許可・承認を受けた年月日及び番号	年 月 日第 号		
公園事業の種類			
申請に係る施設又は工事			
申請の内容	変更事項	変更前	変更後
	施設の供用開始の期日	年 月 日	年 月 日
延期又は伸長を必要とする理由			
備考			

(注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第 2 条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

(1) 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その法令の名称及び適用条項並びにその手続状況

(2) 申請時における当該公園事業の進捗状況

3 不要の文字は、抹消すること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

施設の管理・経営方法決定・変更届書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

届出者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名

㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名〕

施設の管理・経営の方法を定めた・変更したので、宮崎県立自然公園条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

自然公園の名称			
認可を受けた年月日及び番号	年 月 日第 号		
公園事業の種類			
施設の所在地	市 町 大字 小字 番地 郡 村		
施設の名称			
直営・委託の別		受託者の 住所及び氏名	
施設の営業・開設の期間	毎年 年 月 日から 年 月 日まで		
施設の占用料又は使用料			
施設の保全又は補修の方法			
防災計画の概要			
衛生保持の方法			
その他施設の管理・経営方法につき特記			

すべき事項																									
備 考																									
<p>(注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。</p> <p>2 「施設の名称」欄には、屋号その他通常用いられている呼称を記入すること。</p> <p>3 「衛生保持の方法」欄には、施設の清掃、消毒、汚物処理その他衛生保持の方法を具体的に記入すること。</p> <p>4 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、その法令の名称並びに免許等を受けた年月日及び番号を記入すること。</p> <p>5 不要の文字は、抹消すること。</p>																									
<p>様式第4号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">公園事業執行認可事項変更承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>公園事業を変更したいので、宮崎県立自然公園条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>																									
[略]																									
認可を受けた年月日及び番号	[略]																								
公園事業の種類																									
[略]																									
<p>(注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。</p> <p>2・3 [略]</p>																									
<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">公園事業の内容の変更の同意（認可）申請書</p> <p>[略]</p> <p>公園事業の執行の同意を得た（認可を受けた）内容を変更したいので、宮崎県立自然公園条例第7条第7項の規定により、次のとおり協議（申請）します。</p>																									
[略]																									
執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号	[略]																								
公園施設の種類																									
[略]																									
<p>(注) 1 「公園施設の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。</p> <p>2・3 [略]</p>																									
<p>様式第3号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">公園事業の内容の軽微な変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者（電話番号 ）（郵便番号 ）</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">㊞</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名</p> </div> <p style="text-align: center;">公園事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、宮崎県立自然公園条例第7条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>																									
自然公園の名称																									
執行の同意又は認可を受けた年月日及び番号	年 月 日第 号																								
公園施設の種類																									
変更の内容	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;">事 項</td> <td style="width:10%;">変 更 前</td> <td style="width:10%;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名（名称、代表者の氏名）住所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公園施設の管理又は経営の方法</td> <td>受 託 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>標準的な額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>供用期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>供用開始予</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		事 項	変 更 前	変 更 後		氏名（名称、代表者の氏名）住所				公園施設の管理又は経営の方法	受 託 者				標準的な額				供用期間			供用開始予		
	事 項	変 更 前	変 更 後																						
	氏名（名称、代表者の氏名）住所																								
	公園施設の管理又は経営の方法	受 託 者																							
		標準的な額																							
		供用期間																							
	供用開始予																								

	定年月日	年 月 日	年 月 日
	工事施行の 予定期間	年 月 日着工 年 月 日完了	年 月 日着工 年 月 日完了
変更する年月日	年 月 日		
変更を必要とする理由			
備 考			

(注) 1 「公園施設の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その法令の名称及び適用条項並びにその手続状況を記入すること。

3 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号(第9条関係)

法人の合併(分割)による公園事業の承継同意(承認)申請書  
年 月 日

宮崎県知事 殿

住所  
申請者 (電話番号 ) (郵便番号 )  
氏名 ㊟  
法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名

が執行する公園事業を承継したいので、宮崎県立自然公園条例第9条第1項の規定により、次のとおり協議(申請)します。

自然公園の名称	
執行の同意を得た (承認を受けた) 年月日及び番号	年 月 日第 号
公園施設の種類	
合併(分割)法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)した年月日	年 月 日
合併(分割)した理由	
備 考	

(注) 1 「公園施設の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その法令の名称及び適用条項並びにその手続状況を記入すること。

3 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号(第9条関係)

相続による公園事業の承継申請書  
年 月 日

宮崎県知事 殿

住所  
申請者 (電話番号 ) (郵便番号 )  
氏名 ㊟  
が執行していた公園事業を承継したいので、宮崎県

様式第 5 号（第 8 条関係）

公園事業休止・廃止承認申請書

[略]

公園事業の休止・廃止をしたいので、宮崎県立自然公園条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

[略]	
認可を受けた年月日及び番号	
公園事業の種類	
休止・廃止の範囲	
休止の予定期間 廃止の予定期日	
休止・廃止を必要とする理由	
備 考	

(注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第 2 条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2 「休止・廃止の範囲」欄には、全部又は一部の別及び一部の場合にあっては、その範囲を記入すること。

3・4 [略]

様式第 6 号（第 9 条関係）

公園事業譲渡承継承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

譲渡人 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名

Ⓔ

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名〕

住所

譲受人 (電話番号 ) (郵便番号 )

立自然公園条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します

自然公園の名称	
執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日第 号
公園施設の種類	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人が死亡した年月日	年 月 日
備 考	

(注) 1 「公園施設の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第 2 条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2 「自然公園の名称」、「認可を受けた年月日及び番号」及び「公園施設の種類」欄には、認可を受けた公園事業をすべて記入すること。

様式第 6 号（第 10 条関係）

公園事業の休止・廃止届出書

[略]

公園事業の休止・廃止をするので、宮崎県立自然公園条例施行規則第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]	
執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号	
公園施設の種類	
休止しようとする公園施設の範囲	
休止の予定期間(廃止の予定年月日)	自 年 月 日 至 年 月 日 ( 年 月 日 )
休止(廃止)を必要とする理由	
備 考	

(注) 1 「公園施設の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第 2 条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には、全部又は一部の別及び一部の場合にあっては、その範囲を記入すること。廃止の場合は、空欄とすること。

3・4 [略]

氏名 ㊟

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名

公園事業者たる地位を譲渡により承継したいので、宮崎県立自然公園条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

自然公園の名称	
執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日第 号
公園事業の種類	
譲渡に係る公園事業の範囲	
譲渡価格	
譲渡予定期日	年 月 日
譲渡を必要とする理由	
備 考	

(注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第 2 条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2 「譲渡に係る公園事業の範囲」欄には、全部又は一部の別及び一部の場合にあってはその範囲を記入すること。

3 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その法令の名称及び適用条項並びにその手続状況を記入すること。

様式第 7 号（第 11 条関係）

相続終了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

届出者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名 ㊟

公園事業者たる地位を相続により承継したので、宮崎県立自然公園条例施行規則第 11 条の規定により、次のとおり届け出ます。

自然公園の名称			
許可を受けた年月日及び番号	年月日第号	年月日第号	年月日第号
公園事業の種類			
被相続人の氏名			
相続終了年月日	年 月 日		
備 考			

(注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第 2 条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2 「自然公園の名称」、「認可を受けた年月日及び番号」及び「公園事業の種類」欄には、認可を受けた公園事業をすべて記入すること。

3 相続した公園事業の執行に必要な物件に係る登記事項証明書その他の当該事業の実施に必要な物件が承継されたことを証する書類を添付すること。

様式第 8 号（第 11 条関係）

合併・分割終了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

届出者 (合併・分割法人) (電話番号 ) (郵便番号 )

名称

代表者の氏名 ㊤

公園事業者たる地位を合併・分割により承継したので、宮崎県立自然公園条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

自然公園の名称			
許可を受けた年月日及び番号	年月日第号	年月日第号	年月日第号
公園事業の種類			
被合併・分割法人の名称			
合併・分割終了年月日	年 月 日		
備考			

- (注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。
- 2 「自然公園の名称」、「認可を受けた年月日及び番号」及び「公園事業の種類」欄には、認可を受けた公園事業をすべて記入すること。
- 3 合併又は分割後の法人の登記事項証明書を添付すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

様式第9号 (第11条関係)

住所・氏名 (主たる事務所の所在地・名称)

変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

届出者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名 ㊤

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名

住所・主たる事務所の所在地・氏名・名称を変更したので、宮崎県立自然公園条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

自然公園の名称			
認可を受けた年月日及び番号	年月日第号	年月日第号	年月日第号
公園事業の種類			
旧住所及び氏名			
新住所及び氏名			
変更した年月日	年 月 日		
備考			

- (注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。
- 2 「自然公園の名称」、「認可を受けた年月日及び番号」及び「公園事業の種類」欄には、認可を受けた公園事業をすべて記入すること。

3 不要の文字は、抹消すること。

様式第10号 (第11条関係)

法人設立終了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

届出者 (電話番号 ) (郵便番号 )

名称

代表者の氏名 ㊟

法人を設立したので、宮崎県立自然公園条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

自然公園の名称	
認可を受けた年月日及び番号	年 月 日第 号
公園事業の種類	
法人の設立登記の年月日	年 月 日
備 考	

(注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち該当する施設を記入すること。

2 設立した法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第11号 (第11条関係)

施設供用再開届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

届出者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名 ㊟

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名

休止した施設の供用を再開したので、宮崎県立自然公園条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

自然公園の名称	
認可を受けた年月日及び番号	年 月 日第 号
公園事業の種類	
休止の承認を受けた年月日及び番号	年 月 日第 号
承認を受けた休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
供用再開年月日	年 月 日
備 考	

(注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第12号 (第11条関係)

公園事業の休止・廃止届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

届出者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名 ㊟  
 [ 法人にあっては、主たる事務所の所在  
 地、名称、電話番号及び郵便番号並び  
 に代表者の氏名 ]

公園事業の休止・廃止をするので、宮崎県立自然公園条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

自然公園の名称	
認可を受けた年月日 及び番号	年 月 日第 号
公園事業の種類	
休止・廃止の予定年 月日	年 月 日
備 考	

(注) 1 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

2 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その法令の名称及び適用条項並びにその手続状況を記入すること。

3 不要の文字は、抹消すること。

様式第13号 (第11条関係)

公園事業譲渡承継終了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

届出者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名 ㊟  
 [ 法人にあっては、主たる事務所の所在  
 地、名称、電話番号及び郵便番号並び  
 に代表者の氏名 ]

公園事業者たる地位を譲渡により承継したので、宮崎県立自然公園条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

自然公園の名称	
承認を受けた年月日 及び番号	年 月 日第 号
公園事業の種類	
承継終了年月日	年 月 日
備 考	

(注) 「公園事業の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。

様式第7号 (第11条関係)

公園事業の執行同意 (認可) 失効届

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

届出者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名 ㊟  
 [ 法人にあっては、主たる事務所の所在  
 地、名称、電話番号及び郵便番号並び  
 に代表者の氏名 ]

自然公園の事業執行の同意 (認可) を失効したため、宮崎県立自然公園条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

自然公園の名称



<p>様式第14号（第18条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において工作物を新築・改築・増築したいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第15号（第18条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において木竹を伐採したいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">執行の同意を得た （認可を受けた）</td><td></td></tr> <tr><td>年月日及び番号</td><td></td></tr> <tr><td>公園施設の種類</td><td></td></tr> <tr><td>失効した年月日</td><td></td></tr> <tr><td>失効した理由</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table> <p>（注）1 「公園施設の種類」欄には、宮崎県立自然公園条例施行規則第2条に掲げる施設のうち当該公園事業に係る施設を記入すること。</p> <p>2 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。</p> <p>3 不要の文字は、抹消すること。</p> <p>様式第8号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において工作物を新築・改築・増築したいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第9号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において木竹を伐採したいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第10号（第13条関係）</p> <p>特別地域内高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 （電話番号 ）（郵便番号 ）</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">㊞</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 100px;"> <p>法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名</p> </div> <p>特別地域内における高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）をしたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">目 的</td><td></td></tr> <tr><td>自然公園の名称</td><td></td></tr> <tr><td>場 所</td><td></td></tr> <tr><td>行為地及びその付近の状況</td><td></td></tr> <tr><td>採取（損傷）物の種類</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">施行方法</td><td>採取（損傷）物の数量</td></tr> <tr><td>採取（損傷）方法</td></tr> <tr><td>関連行為の概要</td></tr> <tr><td rowspan="2">予定日</td><td>着手 年 月 日</td></tr> <tr><td>完了 年 月 日</td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table>	執行の同意を得た （認可を受けた）		年月日及び番号		公園施設の種類		失効した年月日		失効した理由		備考		目 的		自然公園の名称		場 所		行為地及びその付近の状況		採取（損傷）物の種類		施行方法	採取（損傷）物の数量	採取（損傷）方法	関連行為の概要	予定日	着手 年 月 日	完了 年 月 日	備考	
執行の同意を得た （認可を受けた）																																
年月日及び番号																																
公園施設の種類																																
失効した年月日																																
失効した理由																																
備考																																
目 的																																
自然公園の名称																																
場 所																																
行為地及びその付近の状況																																
採取（損傷）物の種類																																
施行方法	採取（損傷）物の数量																															
	採取（損傷）方法																															
	関連行為の概要																															
予定日	着手 年 月 日																															
	完了 年 月 日																															
備考																																

<p>様式第16号（第18条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において鉱物の掘採・土石の採取をしたいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第17号（第18条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせる行為をしたいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第18号（第18条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域における広告物の設置等の行為をしたいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第19号（第18条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において物の集積（貯蔵）をしたいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第20号（第18条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において水面の埋立、干拓をしたいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第21号（第18条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において土地の形状変更をする行為を行いたいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第22号（第18条関係）</p>	<p>（注）1 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>2 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入すること。</p> <p>3 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。</p> <p>4 「備考」欄には、次の事項を記入すること。</p> <p>（1）他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況</p> <p>（2）土地の所有者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）並びに申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み</p> <p>（3）過去に宮崎県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件</p> <p>（4）申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前</p> <p>様式第11号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において鉱物の掘採・土石の採取をしたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第12号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせる行為をしたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第13号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域における広告物の設置等の行為をしたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第14号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において物の集積（貯蔵）をしたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第15号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において水面の埋立、干拓をしたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第16号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>特別地域内において土地の形状変更をする行為を行いたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>〔略〕</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

特別地域内高山植物等の採取許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

申請者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名〕

特別地域内において高山植物等を採取したいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。

目 的	
自然公園の名称	
場 所	市 町 大字 小字 番地 郡 村
行為地及びその付近の状況	
採取物の種類	
施行 採取物の数量	
方法 採取の方法	
予定 着 手	
日 完 了	
備 考	

- (注) 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生その他付近の状況を示すに必要な事項を記入すること。  
 2 「採取の方法」欄には、採取に使用する器具、採取する植物の部分その他採取方法の概要を記入すること。  
 3 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その法令の名称及び適用条項並びにその手続状況を記入すること。

様式第17号（第13条関係）

特別地域内木竹以外の植物の  
 植栽（播種）許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

申請者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名〕

特別地域内において木竹以外の植物の植栽又は播種をしたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。

目 的	
自然公園の名称	
場 所	
行為地及びその付近の状況	
植栽（播種）する植物の種類	
施 植栽（播種）面積	
行 植栽（播種）数量	

<p>様式第23号（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <p>特別地域内における動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））をしたいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">施 行 方 法</td> <td style="width: 90%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">動物（殺傷）（採取（損傷））物の数量</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>動物（殺傷）（採取（損傷））物の方法</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注) 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生その他付近の状況を示すに必要な事項を記入すること。</p> <p>2 「捕獲（殺傷）（採取（損傷））方法」欄には、捕獲（殺傷）（採取（損傷））に使用する器具その他捕獲（殺傷）（採取（損傷））方法の概要を記入すること。</p>	[略]		施 行 方 法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">動物（殺傷）（採取（損傷））物の数量</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>動物（殺傷）（採取（損傷））物の方法</td> <td></td> </tr> </table>	動物（殺傷）（採取（損傷））物の数量		動物（殺傷）（採取（損傷））物の方法		[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">方 法</td> <td style="width: 40%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">植栽（播種）方法</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>管理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連行為の概要</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予 定 日</td> <td style="text-align: center;">着 手 完 了</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">備 考</td> </tr> </table> <p>(注) 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>2 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。</p> <p>3 「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。</p> <p>4 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する場合、場所等の詳細を記入すること。</p> <p>5 「備考」欄には、次の事項を記入すること。</p> <p>(1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況</p> <p>(2) 土地の所有者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）並びに申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み</p> <p>(3) 過去に宮崎県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件</p> <p>(4) 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前</p> <p>様式第18号（第13条関係）</p> <p>[略]</p> <p>特別地域内における動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））をしたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">施 行 方 法</td> <td style="width: 90%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連行為の概要</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注) 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。</p> <p>2 「捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法」欄には、捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法、使用器具の名称等を記入すること。</p> <p>3 「関連行為の概要」欄には、特別地域（特別保護地区）内で捕獲した動物を再度放つ予定となっている場合、時期</p>	方 法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">植栽（播種）方法</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>管理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連行為の概要</td> </tr> </table>	植栽（播種）方法		管理方法		関連行為の概要			予 定 日	着 手 完 了	年 月 日 年 月 日	備 考			[略]		施 行 方 法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連行為の概要</td> </tr> </table>	捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量		捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の方法		関連行為の概要		[略]	
[略]																																						
施 行 方 法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">動物（殺傷）（採取（損傷））物の数量</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>動物（殺傷）（採取（損傷））物の方法</td> <td></td> </tr> </table>	動物（殺傷）（採取（損傷））物の数量		動物（殺傷）（採取（損傷））物の方法																																		
動物（殺傷）（採取（損傷））物の数量																																						
動物（殺傷）（採取（損傷））物の方法																																						
[略]																																						
方 法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">植栽（播種）方法</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>管理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連行為の概要</td> </tr> </table>	植栽（播種）方法		管理方法		関連行為の概要																																
植栽（播種）方法																																						
管理方法																																						
関連行為の概要																																						
予 定 日	着 手 完 了	年 月 日 年 月 日																																				
備 考																																						
[略]																																						
施 行 方 法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連行為の概要</td> </tr> </table>	捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量		捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の方法		関連行為の概要																																
捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量																																						
捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の方法																																						
関連行為の概要																																						
[略]																																						

3 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その法令の名称及び適用条項並びにその手続状況を記入すること。

4 [略]

及び詳細を記入すること。

4 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
- (2) 土地の所有者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）並びに申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
- (3) 過去に宮崎県立自然公園条例の許可を受けたものにあは、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (4) 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前

5 [略]

様式第19号（第13条関係）

特別地域内動物の放出（家畜の放牧を含む）許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

申請者 (電話番号 ) (郵便番号 )

氏名

㊟

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名

特別地域内において動物の放出（家畜の放牧を含む。）をしたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。

目	的	
自然公園の名称		
場	所	
行為地及びその付近の状況		
動物（家畜）の種類		
施行方法	動物（家畜）の数量（頭数）	
	管理方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(注) 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

2 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。

3 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設、放牧時期を記入すること。

4 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
- (2) 土地の所有者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）並びに申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
- (3) 過去に宮崎県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

様式第24号（第18条関係）

[略]

特別地域内において工作物の色彩を変更したいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第25号（第18条関係）

[略]

特別地域内の知事が指定する区域内へ立ち入りたいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第26号（第18条関係）

[略]

特別地域内において車馬（動力船、航空機）を使用（着陸）したいので、宮崎県立自然公園条例第11条第4項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第27号（第21条関係）

[略]

特別地域が指定、特別地域の区域が拡張された際当該特別地域内において次の行為に着手していたので、宮崎県立自然公園条例第11条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第28号（第22条関係）

[略]

特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として次の行為をしたので、宮崎県立自然公園条例第11条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第29号（第23条関係）

[略]

特別地域内において木竹の植栽をするので、宮崎県立自然公園条例第11条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第30号（第23条関係）

[略]

特別地域内において家畜の放牧をするので、宮崎県立自然公園条例第11条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第31号（第37条関係）

[略]

普通地域内において工作物の新築、改築、増築をするので、宮崎県立自然公園条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第20号（第13条関係）

[略]

特別地域内において工作物の色彩を変更したいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第21号（第13条関係）

[略]

特別地域内の知事が指定する区域内へ立ち入りたいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第22号（第13条関係）

[略]

特別地域内において車馬（動力船、航空機）を使用（着陸）したいので、宮崎県立自然公園条例第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第23号（第16条関係）

[略]

特別地域が指定され、又は特別地域の区域が拡張された際当該特別地域内において次の行為に着手していたので、宮崎県立自然公園条例第18条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第24号（第17条関係）

[略]

特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として次の行為をしたので、宮崎県立自然公園条例第18条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第25号（第18条関係）

[略]

特別地域内において木竹の植栽をするので、宮崎県立自然公園条例第18条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第26号（第18条関係）

[略]

特別地域内において家畜の放牧をするので、宮崎県立自然公園条例第18条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第27号（第33条関係）

[略]

普通地域内において工作物の新築（改築・増築）をするので、宮崎県立自然公園条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第32号 (第37条関係)

[略]

普通地域内において河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせる行為をするので、宮崎県自然公園条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第33号 (第37条関係)

[略]

普通地域内において広告物の設置等の行為をするので、宮崎県立自然公園条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第34号 (第37条関係)

[略]

普通地域内において水面の埋立、干拓をするので、宮崎県立自然公園条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第35号 (第37条関係)

[略]

普通地域内において鉱物の掘採・土石の採取をするので、宮崎県立自然公園条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第36号 (第37条関係)

[略]

普通地域内において土地の形状を変更する行為をするので、宮崎県立自然公園条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第28号 (第33条関係)

[略]

普通地域内において河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせる行為をするので、宮崎県立自然公園条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第29号 (第33条関係)

[略]

普通地域内において広告物の設置等の行為をするので、宮崎県立自然公園条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第30号 (第33条関係)

[略]

普通地域内において水面の埋立、干拓をするので、宮崎県立自然公園条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第31号 (第33条関係)

[略]

普通地域内において鉱物の掘採・土石の採取をするので、宮崎県立自然公園条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第32号 (第33条関係)

[略]

普通地域内において土地の形状を変更する行為をするので、宮崎県立自然公園条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第33号 (第46条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職氏名
上記の者は、宮崎県立自然公園条例第13条第2項に規定する立入検査等を行う職員であることを証明する。
年 月 日
宮崎県知事 <span style="float:right">印</span>

(裏)

宮崎県立自然公園条例抜粋  
(報告徴収及び立入検査)

第13条 知事は第7条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若

様式第37号 (第45条関係)

(表)

[略]

上記の者は、宮崎県立自然公園条例第20条第2項に規定する立入検査等を行う職員であることを証明する。

[略]

(裏)

宮崎県立自然公園条例抜粋

(指定認定機関に係る報告徴収及び立入検査)

第20条 知事は、第14条から第21条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

[略]

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) 第20条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

[略]

様式第38号 (第45条関係)

(表)

[略]

上記の者は、宮崎県立自然公園条例第24条第2項に規定する立入検査等を行う職員であることを証明する。

[略]

(裏)

宮崎県立自然公園条例抜粋

(報告の徴収及び立入検査)

第24条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第11条第4項の規定による許可を受けた者又は第22条の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第11条第4項、第22条又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第11条第4項各号若しくは第22条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第34号 (第46条関係)

(表)

[略]

上記の者は、宮崎県立自然公園条例第26条第2項に規定する立入検査等を行う職員であることを証明する。

[略]

(裏)

宮崎県立自然公園条例抜粋

(指定認定機関に係る報告徴収及び立入検査)

第26条 知事は、第20条から第27条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

[略]

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) (省略)

(4) 第26条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

[略]

様式第35号 (第46条関係)

(表)

[略]

上記の者は、宮崎県立自然公園条例第31条第2項に規定する立入検査等を行う職員であることを証明する。

[略]

(裏)

宮崎県立自然公園条例抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第31条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第18条第4項若しくは第19条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第29条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第18条第4項、第19条第3項第7号、第29条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第4項各号、第19条第3項第7号若しくは第29条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたも



第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) (省略)
- (6) (省略)
- (7) 第24条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
[略]

様式第39号 (第45条関係)

(表)

[略]

上記の者は、宮崎県立自然公園条例第26条第2項に規定する指示をすることができる職員であることを証明する。

[略]

(裏)

宮崎県立自然公園条例抜粋  
(利用のための規制)

第26条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第44条 [略]

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) (省略)
- (6) (省略)
- (7) (省略)
- (8) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第26条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (9) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第26条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (10) (省略)

様式第40号 (第45条関係)

(表)

[略]

上記の者は、宮崎県立自然公園条例第38条第1項に規定する実地調査のための立入標識等の設置等を行う職員であることを証明する。

[略]

(裏)

宮崎県立自然公園条例抜粋  
(実地調査)

第38条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求あるときは、これを提示しなければならない。

5 [略]

第44条 [略]

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) (省略)

のと解してはならない。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) (省略)
- (6) (省略)
- (7) (省略)
- (8) 第31条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
[略]

様式第36号 (第46条関係)

(表)

[略]

上記の者は、宮崎県立自然公園条例第33条第2項に規定する指示をすることができる職員であることを証明する。

[略]

(裏)

宮崎県立自然公園条例抜粋  
(利用のための規制)

第33条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第55条 [略]

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) (省略)
- (6) (省略)
- (7) (省略)
- (8) (省略)
- (9) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第33条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (10) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第33条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (11) (省略)

様式第37号 (第46条関係)

(表)

[略]

上記の者は、宮崎県立自然公園条例第49条第1項に規定する実地調査のための立入標識等の設置等を行う職員であることを証明する。

[略]

(裏)

宮崎県立自然公園条例抜粋  
(実地調査)

第49条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 [略]

第55条 [略]

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) (省略)
- (6) (省略)

(6) (省略) (7) (省略) (8) (省略)  
(9) (省略)  
(10) 第38条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(7) (省略) (8) (省略) (9) (省略)  
(10) (省略)  
(11) 第49条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

様式第41号 (第45条関係)

(表)

第 号


身 分 証 明 書

所 属

職 氏 名

上記の者は、宮崎県立自然公園条例施行規則第12条第1項に規定する立入検査等を行う職員であることを証明する。

年 月 日

宮崎県知事 

(裏)

宮崎県立自然公園条例施行規則抜粋

(報告の徴収及び立入検査)

第12条 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 公園事業者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をしてはならない。

様式第42号 (第46条関係)

[略]

次のとおり損失を受けたので、宮崎県立自然公園条例第39条第1項(第2項)の規定により、損失の補償を請求します。

[略]

様式第38号 (第47条関係)

[略]

次のとおり損失を受けたので、宮崎県立自然公園条例第50条第1項(第2項)の規定により、損失の補償を請求します。

[略]

附 則

この規則は、平成22年6月15日から施行する。

宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第28号

宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例(平成22年宮崎県条例第19号)の施行期日は、平成22年6月15日とする。

告 示

宮崎県告示第 349号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字毛吉田字登尾1724・1743(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1744
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 350号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字増谷3077、3081、字鞍原3405
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 351号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 宮崎市高岡町小山田字大谷1787-1、1796-1、1800-2、1801-1、1802
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 352号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 6月14日から平成22年 6月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字北平1664番1地先から同	旧	5.6 ～ 7.4	15.9
				新	5.6 ～ 7.5	15.9

			郡同町同大字同字1662番4地先まで			
--	--	--	--------------------	--	--	--

宮崎県告示第 353号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 6月14日から平成22年 6月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字北平1670番3地先から同郡同町同大字同字1670番3地先まで	旧	6.9 ～ 7.7	9.7
				新	7.7 ～ 11.5	9.7

宮崎県告示第 354号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 6月14日から平成22年 6月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字桐元谷流1674番1地先から同郡同町同大字同字1674番1地先まで	旧	8.5 ～ 9.3	8.6
				新	9.3 ～ 12.4	8.6

宮崎県告示第 355号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 6月14日から平成22年 6月27日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番4地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番4地 先まで	旧	10.7 ~ 12.3	18.6
				新	14.0 ~ 25.2	

**宮崎県告示第 356号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道  
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年6月14日から平成22年6月27日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番5地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番5地 先まで	旧	7.4 ~ 7.9	7.2
				新	7.4 ~ 11.4	

**宮崎県告示第 357号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道  
路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年6月14日から平成22年6月27日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字北	平成22年6月14日

平1664番1  
地先から同  
郡同町同大  
字同字1662  
番4地先ま  
で

**宮崎県告示第 358号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道  
路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年6月14日から平成22年6月27日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字北 平1670番3 地先から同 郡同町同大 字同字1670 番3地先ま で	平成22年6月14日

**宮崎県告示第 359号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道  
路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年6月14日から平成22年6月27日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番1地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番1地 先まで	平成22年6月14日

**宮崎県告示第 360号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年6月14日から平成22年6月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番4地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番4地 先まで	平成22年6月14日

宮崎県告示第 361号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年6月14日から平成22年6月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番5地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番5地 先まで	平成22年6月14日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、長田土地改良区（三股町）から平成22年3月31日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）から平成22年3月31日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、南郷町土地改良区（日南市）から平成22年3月31日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、佐土原町土地改良区（宮崎市）から平成22年4月2日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）から平成22年4月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、北郷町土地改良区（日南市）から平成22年4月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、小又川土地改良区（高千穂町）から平成22年4月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第17条第11項において準用する同条第 4 項の規定により、目井津地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に対し意見書を提出することができる。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称  
特定漁港漁場整備事業計画（目井津地区）
- 2 縦覧場所  
宮崎県農政水産部漁港漁場整備課及び宮崎県油津港湾事務所
- 3 縦覧期間  
平成22年6月14日から平成22年7月4日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎地方務局長から次のとおり通知があった。

平成22年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類

公共測量（不動産登記法第14条地図作成）

2 作業期間

平成22年 5 月24日から平成23年 3 月18日まで

3 作業地域

宮崎県宮崎市本郷 1 丁目、2 丁目、3 丁目、希望ヶ丘 1 丁目、  
希望ヶ丘 3 丁目の一部、大字本郷南方の一部

---

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第  
14条第 2 項の規定により、平成22年宮崎県公報第2169号により公告  
した公共測量（4 級基準点：29点、出来形確定測量： 7. 0ha「世界  
測地系」）が平成22年 4 月30日終了した旨、宮崎市長から通知があ  
った。

平成22年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫